

新潟市食の安全基本方針

第二次改定版（素案）

平成27年3月

目次

I 策定の趣旨	1
II 基本方針の位置づけ	2
III 目的と成果指標	3
IV 関係者の責務と役割	4
1 本市の責務	
2 食品関連事業者の責務	
3 市民の役割	
V 施策の体系	6
目的1 : 農林水産物の生産から流通, 消費にわたる食の安全性の確保	
目的2 : 市民の食に関する理解の促進と安心の提供	
VI 施策の推進	8
VII 施策の公表と基本方針の見直し	15
その他(検討委員・会議開催等)	16

I 策定の趣旨

本市は、平成15年に制定された「食品安全基本法」の理念を踏まえ、平成16年3月に「新潟市食の安全基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定し、食の安全確保のための施策を展開してきました。

平成22年3月には第一次改定を行い、平成22年度から26年度までの取組み指標及び達成目標を設定し、関係者の連携のもと食の安心・安全確保のための施策を展開してきました。この間、新たに市民との連携として新潟市民フードプロモーター制度を導入し、市民から食品販売店の食品表示や衛生的な取扱い等のモニタリングを実施してもらい、市民と行政が協働して食の安心・安全を図る取組みを行ってきました。

近年、食を取り巻く状況は、食品の加工や貯蔵、輸送などにおいて新しい技術導入が図られ、食品流通の広域化や国際化が大きく進展するなどし、多種多様な食品を容易に入手できるようになってきています。

さらに、平成25年には HACCP 支援法の一部改正が行われ、国際標準である HACCP の導入を促進し、食品の製造過程の管理の高度化により、食品の安全性・信頼性をより高めるための取組みが始まっています。

このように、食を取り巻く環境は進化しており、食の豊かさを求める市民の意識も多様化・高度化しています。その一方、冷凍食品の農薬混入事件、輸入食品の残留農薬、食品中の放射性物質への不安、食物アレルギー事故などの問題が発生し、食の安全に対する消費者の信頼は大きく揺らいでいます。

上記の状況を踏まえ、健康で豊かな食生活を実現するために、食の安心・安全にかかわる各施策の現状について整理・見直しを行い、本市の食の安心・安全確保の取組みについて、より実態に即した方向性を示すことを目的に基本方針の第二次改定を行いました。

用語解説

○食品安全基本法

国民の食生活を取り巻く環境の変化に的確に対応し、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進するため、平成15年5月に施行された法律です。

○市民フードプロモーター制度

市民と行政が協働して食の安心・安全を図るために本市が始めた制度。市民が市内食品販売店における食品表示や衛生的取扱いをモニタリングし、その情報に基づいて食品営業者に対し指導・助言を行い、消費者・営業者・行政相互の円滑なコミュニケーションを図るものです。

○HACCP (Hazard Analysis Critical Control Point) (略称：ハサップなど)

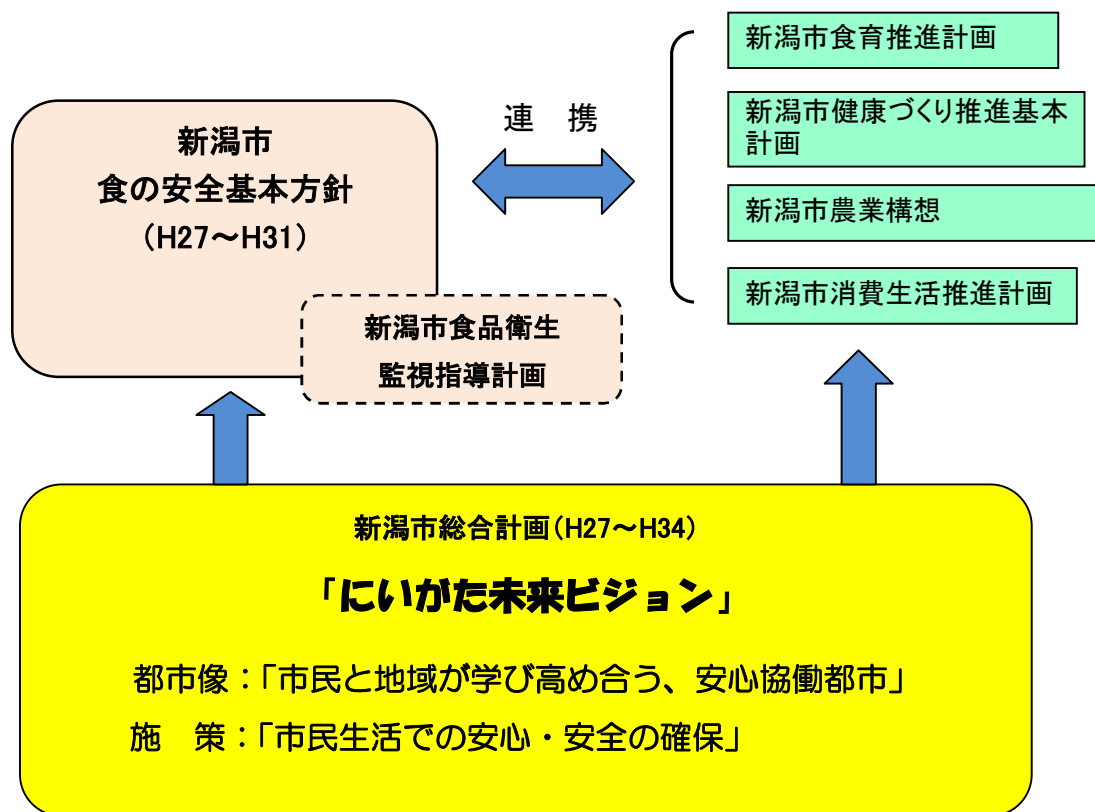
日本語では「危害分析重要管理点」と訳されています。

食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生する恐れのある危害を分析し、製造工程のどの段階で対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法のこと。もともと、NASA (アメリカ航空宇宙局) で、宇宙開発計画の一環として考えられたもので、宇宙食にも取り入れられているシステムです。

II 基本方針の位置づけ

この方針は、新潟市総合計画「にいがた未来ビジョン」で目指す「市民と地域が学び高め合う、安心協働都市」実現のための施策「市民生活での安心・安全の確保」における食品の安全性確保を推進していくものです。

新潟市が実施する食の安心・安全の確保に関する各種施策の方向性及び、食品衛生法に基づく食品衛生監視指導計画の基本的な方針であり、関係計画と連携し、市民が安心して暮らせる食生活の確保の役割を担うものです。



用語解説

○食品衛生監視指導計画

各自治体が国の指針に基づいて、食品営業施設等に対する監視指導内容を毎年度定めるものです。この計画及び実施結果については、毎年度市のホームページで公開しています。

○新潟市総合計画「にいがた未来ビジョン」

新潟市の平成27年から8年間のまちづくりの指針となるものです。基本理念や目指すべき都市像、実現のために目指す姿・取り組む方向性などを示し、都市基盤や福祉などのあらゆる事務事業は、この計画を基に行われます。

Ⅲ 目的と成果指標

《目的》

- 1 農林水産物の生産から流通、消費にわたる食品の安全性の確保
- 2 市民の食に関する理解の促進と安心の提供

食品安全基本法では、「国民の健康の保護が最も重要」という基本的認識の下、食品の安全性の確保については「食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより行われなければならない」とされ、また、国民が食品の安全性の確保に関する知識及び理解を深めるために「教育・学習・広報活動等の充実に関する措置を講じなければならない」とされています。

そこで、基本方針においては上記2項目を目的に掲げ、市民の食の安心・安全確保のための施策の推進を図ることとします。

また、施策の成果については次のとおり成果指標を設定し、目的の達成度について評価を行います。

成果指標

1. 食の安全に関する知識を持っていると思う市民の割合
2. 新潟市における食の安心・安全確保の取り組みが十分に行われていると感じる市民の割合

指標	現状 (平成 26 年度)	目標 (平成 31 年度)
1. 食の安全に関する知識を持っていると思う市民の割合	70.5%	75.0%
2. 新潟市における食の安心・安全確保の取り組みが十分に行われていると感じる市民の割合	33.8%	60.0%

※把握方法：市民を対象に毎年実施する
「食育・健康づくりに関する市民アンケート」により把握

IV 関係者の責務と役割

1 本市の責務

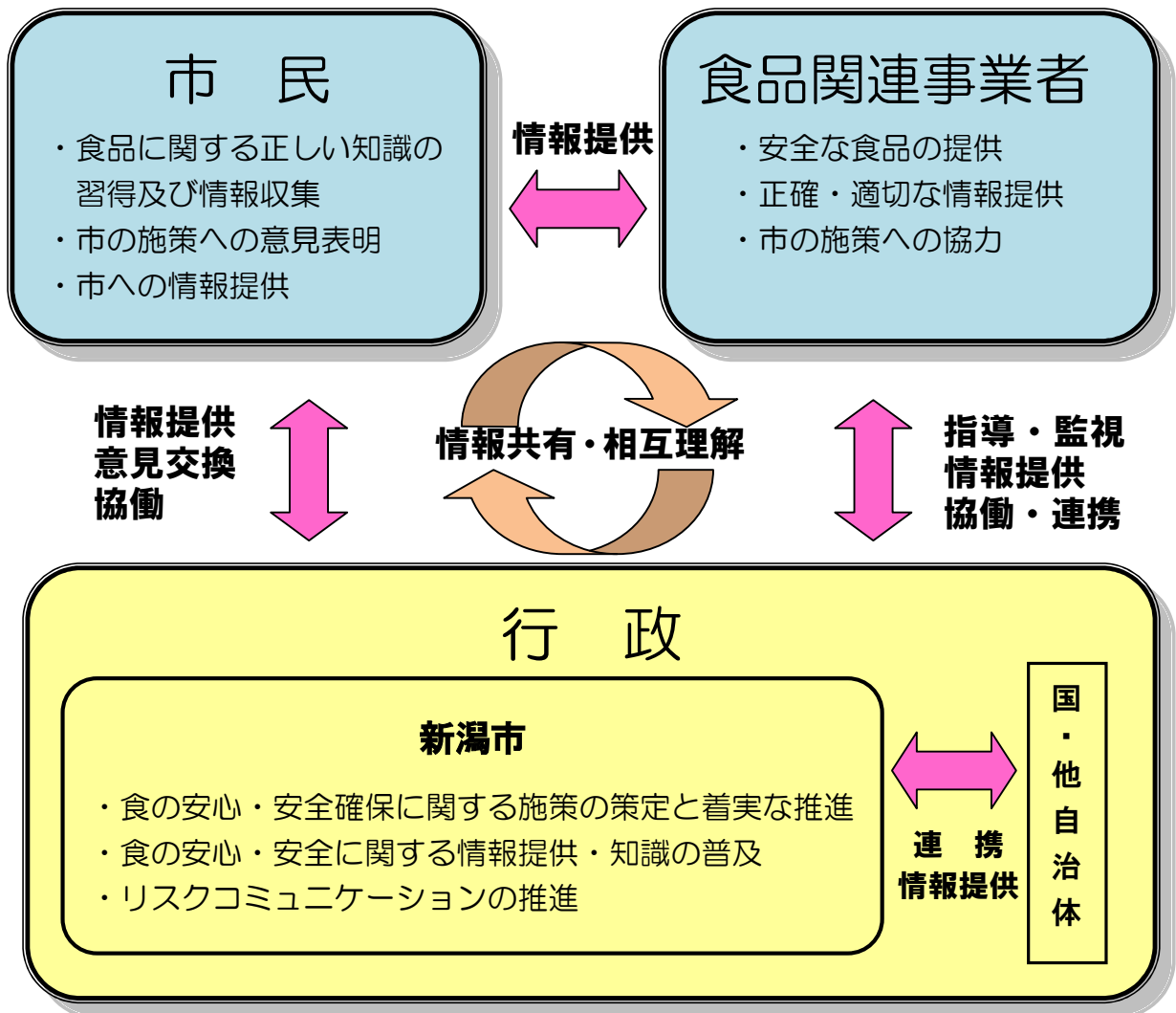
- 市民の健康の保護と安心できる生活の確保のために、食の安心・安全の確保に必要な施策を策定し、着実に実施します。
- 食の安心・安全に関する情報を市民にわかりやすく提供し、知識の普及を図ります。
- 食の安心・安全について考える機会や意見交換の場を設けるなど、食品関連事業者及び市民とのリスクコミュニケーションを推進します。
- 国や他自治体との連携を図ります
食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、消費者庁など、食品安全行政に係る国の機関や他自治体と情報交換を図り、施策の推進を図ります。

2 食品関連事業者の責務

- 食の安全性確保について第一義的な責務を有することを認識し、安全な食品提供に努めます。
- 事業活動に係る食品等に関する正確かつ適切な情報提供に努めます。
- 本市が実施する食の安全性の確保に関する施策に協力します。

3 市民の役割

- 積極的に食の安全性に関する情報を収集し、正しい知識の習得に努めることにより自ら安全な食生活を守るよう努めます。
- パブリックコメントや意見交換会等を通じて、本市の施策について意見を述べるなどにより、食の安全性の確保に積極的な役割を果たします。
- 食品販売店等における食品表示や衛生的な取扱いのモニタリングを実施し、行政へ情報提供を行い、協働して食の安心・安全を守るよう努めます。



用語解説

○リスクコミュニケーション

消費者、食品関連事業者、専門家、行政機関などの関係者が、食品のリスク（健康への悪影響が発生する確率と影響の程度）について、相互に情報や意見を交換することです。食の安全に係る問題に適切に対応するためには、「①リスク評価」「②リスク管理」「③リスクコミュニケーション」という3つの要素が有効に作用することが重要です。

リスク評価：食品による健康への影響を評価します。

リスク管理：リスク評価の結果を踏まえ、施策を決定し実施します。

V

施策の体系

目的に基づき、食の安心・安全を確保するために、5の基本方針と14の施策に取り組みます。

目的1：農林水産物の生産から流通、消費にわたる食の安全性の確保

基本方針1：生産段階における安全性の確保

- 施策（1）農産物の安全性の確保
- 施策（2）畜産物の安全性の確保
- 施策（3）水産物の安全性の確保

基本方針2：製造・加工・調理・流通・販売・消費における安全性の確保

- 施策（1）自主衛生管理体制の推進（製造・加工・調理・流通・販売）
- 施策（2）監視指導體制の強化
（製造・加工・調理・流通・販売・消費）
- 施策（3）輸入食品の安全対策の強化（流通・販売）
- 施策（4）食品表示に係る指導及び監視体制の強化
（製造・加工・流通・販売）

基本方針3：食品の安全性確保体制の充実

- 施策（1）試験検査体制の充実と調査研究の推進
- 施策（2）人材育成の強化
- 施策（3）危機管理体制の整備・強化

目的2：市民の食に関する理解の促進と安心の提供

基本方針1：市民に対する食の安心・安全への理解の促進

- 施策（1）食品に関する正しい知識の普及・啓発及び情報提供
- 施策（2）食の安全に関する相互理解の促進

基本方針2：関係者間の連携・協働の推進

- 施策（1）地域で活動する組織や団体との連携強化
- 施策（2）国や他自治体との連携強化

VI 施策の推進

施策の推進にあたっては、各施策に係る課等において具体的な取組を行います。

目的1：農林水産物の生産から流通、消費にわたる食の安全性の確保

1 生産段階における安全性の確保

(1) 農作物の安全性の確保

【農業政策課】

- 農薬の適正使用・管理に関する情報提供及び啓発指導を推進します。
- 安心・安全な農業の取組を推進します。

(2) 畜産物の安全性の確保

【食肉衛生検査所】

- と畜検査結果を農場へ還元し、優良な家畜の生産を促します。
- 動物用医薬品、飼料添加物の残留防止について農場啓発を行います。

【農業政策課】

- 家畜排せつ物法の管理基準の順守を支援します。
- 監視伝染病の蔓延防止対策を支援します。

(3) 水産物の安全性の確保

【水産林務課】

- 漁協物揚げ場における衛生管理を推進します。
- シジミ重金属検査、オキアミ(アカヒゲ)食品衛生検査を実施します。

用語解説

○と畜検査

牛、豚、馬、めん羊、山羊は、「と畜場法」に基づき、と畜場の段階で一頭ごとに公的機関による検査を受けることが義務づけられています。この検査をと畜検査といい、合格した肉のみが出荷されます。

○動物用医薬品

家畜の病気や寄生虫の予防または治療などの目的に使用される医薬品のことです。抗生物質、合成抗菌剤、内寄生虫駆除剤などがあり、食品衛生法では残留基準値が規定されています。

○家畜排せつ物法(家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律)

畜産業を営む者について、野積み・素堀り等の家畜ふん尿の不適切な管理を禁止し、利用の促進を図ることを目的とし、平成11年11月1日に施行された法律です。

○監視伝染病

家畜伝染病予防法における、家畜伝染病(28種)と届出伝染病(71種)の総称であり、発生した場合はまん延を予防するために届け出を行い、必要な措置を講ずる必要があります。

2 製造・加工・調理・流通・販売・消費における安全性の確保

(1) 自主衛生管理体制の推進（製造・加工・調理・流通・販売）

【食の安全推進課】

- 製造・加工・調理・流通・販売の施設に対して、自主衛生管理の指導・助言を行い、衛生管理の向上を図ります。
- HACCP の考え方に基づく衛生管理の導入を推進します。
- 関係課と連携し給食施設向け講習会等を開催し、施設における衛生管理の向上を支援します。

【食肉衛生検査所】

- より衛生的な食肉の供給に向けて、と畜場に対し HACCP 導入型基準に基づく衛生管理の検証・指導・助言を行います。

(2) 監視指導体制の強化（製造・加工・調理・流通・販売・消費）

【保育課・保健給食課】

- 食物アレルギーに対応した給食提供のための取り組みを強化します。
- 食品衛生等に関する研修会を開催し、衛生的な給食提供について指導を行います。

【保健給食課】

- 新潟市学校給食物資選定基準を設け、給食食材の安全確保に努めます。

【食の安全推進課】

- 食品衛生監視指導計画に基づいた収去及び監視指導を行います。
- 中央卸売市場において不良食品の排除及び衛生指導に努めます。
- 給食施設への巡回指導を実施し、衛生及び栄養管理についての監視指導を強化します。

【食肉衛生検査所】

- 食品衛生監視指導計画に基づき有害物質等の検査を行います。

【中央卸売市場】

- 卸売市場において適切な温度管理による物品の品質保持の指導や、売場内の衛生対策を推進します。

(3) 輸入食品の安全対策の強化(流通・販売)

【食の安全推進課】

- 輸入農畜産物・加工品等の収去検査を行います。
- 地方検疫所と連携し、輸入食品の安全対策を強化します。

(4) 食品表示に係る指導及び監視体制の強化(製造・加工・流通・販売)

【食の安全推進課】

- 食品関連事業者を対象とした講習会の開催や相談・指導を実施し、適正な表示の作成を支援します。
- 食品表示の監視指導を実施します。

3 食品の安全性確保体制の充実

(1) 試験検査体制の充実と調査研究の推進

【保育課・保健給食課】

- 給食食材の放射性物質検査を実施し、給食の安全性の確保を図ります。

【保健給食課】

- 学校給食食材の衛生検査を実施し、安全な給食提供を図ります。

【食の安全推進課】

- 新潟市食品衛生検査業務管理要綱に基づいて、収去検査の信頼性を確保します。
- 食品衛生に関する調査研究を行い、監視指導に活かします。

【食肉衛生検査所】

- 検査精度を確保します。
- 食肉衛生に関する調査研究を行い、食肉の安全性確保に活かします。

【衛生環境研究所】

- 各種検査依頼については、正確・迅速に対応します。
- 検査対象項目の拡充を図ります。
- 検査機器の整備を図り、検査精度を確保します。

(2) 人材育成の強化

【食の安全推進課】

○食の安全確保に関する研修会等に積極的に参加し、資質の向上を図ります。

【食肉衛生検査所】

○専門職の知識・技術の向上を図ります。

【衛生環境研究所】

○各種研修会等に参加し、分析技術及び知識の向上に努めます。

(3) 危機管理体制の整備・強化

【保育課・保健給食課】

○給食による食物アレルギー事故防止対策を図ります。

○異物混入等の事故発生時には、適切かつ迅速に対応し、再発防止策を講じます。

【食の安全推進課】

○食中毒や食品等による健康被害防止対策を強化します。

○健康被害発生時には適切かつ迅速に対応し、被害の拡大を防止します。

【衛生環境研究所】

○食中毒事件等の発生に迅速に対応できるよう、検査体制を整備します。

用語解説

○放射性物質検査

食品中の放射性物質のモニタリング調査のため、平成 24 年 1 月より新潟市産の農産物、新潟市内で水揚げされた水産物、新潟市食肉センターで解体された豚肉及び、給食で使用する食材について放射性物質の検査を行っています。

○新潟市食品衛生検査業務管理要綱

新潟市が行う食品衛生検査等の信頼性を確保することを目的に、食品衛生法及び国の要領に基づき作成した要綱です。衛生環境研究所、食肉衛生検査所及び食の安全推進課が行う食品検査及び試験について、必要な事項を定めています。

目的2：市民の食に関する理解の促進と安心の提供

1 市民に対する食の安心・安全への理解の促進

(1) 食品に関する正しい知識の普及・啓発及び情報提供

【消費生活センター】

- 子どもたちへの早期消費者教育として、食品の取り方などを学ぶ出前講座等を開催します。
- 市民を対象に消費者啓発としてくらしのテスト教室を開催します。

【健康増進課】

- 乳幼児から高齢者までを対象とした食生活関係事業において、適切な食生活と食の安心・安全知識の普及啓発を行います。
- 健康づくり支援店普及事業を推進し、栄養情報の提供、健康に配慮したメニューやサービス、健康な空間の提供などに配慮した飲食店を増やします。
- 食育・健康づくり情報紙を発行し、広く市民に普及啓発を行います。

【食の安全推進課】

- 食品衛生や食品表示等について、市報やホームページ、イベント、講習会等を活用し、市民への正しい知識の普及・啓発、情報提供を行います。
- ~~自家消費のための食材について、放射性物質検査を行います。~~
- 市民からの食の安全相談について常時受付を行い、食の安心・安全への市民ニーズに対応します。

【食肉衛生検査所】

- 市政教室や市政さわやかトーク等を活用し、食肉衛生について、市民への正しい知識の啓発、情報提供を行います。

【衛生環境研究所】

- 市民向け施設見学会や体験教室を開催し、食品衛生に関する知識の普及を図ります。
- 研究所だより等を発行し、食品衛生に関する情報提供を行います。

【農業政策課】

- 本市で生産される安心・安全な農産物に関する啓発活動を行います。

【食育・花育センター】

- 食育展示コーナーにおいて、食品表示情報の展示とガイドによる普及啓発を行います。
- リーフレット等を活用し啓発普及を行います。

(2)食の安全に関する相互理解の促進

【保育課・保健給食課】

- 食物アレルギー児への給食対応について、児及び保護者と保育園・学校間の情報共有を図り、適切な給食提供についての相互理解に努めます。

【食の安全推進課】

- 食の安全意見交換会を開催し、学識経験者・食品関係団体・食品関連事業者及び市民の意見を求め、施策に反映します。
- 市民フードプロモーター制度を活用し、市民の視点から食の安全を守る取組みを推進します。

用語解説

○健康づくり支援店

市民の健康保持に寄与するため、家庭の食事だけでなく飲食店等が市民の健康づくり支援に積極的に係れる環境をつくり、市民が容易に健康管理を行えるよう、新潟市健康づくり支援店の対象施設及び指定要件を設け、普及を進めています。

本制度は、平成 14 年度から市で普及してきた「外食栄養成分表示店」の名称、対象施設、指定要件を改め、県と一緒に平成 19 年 3 月より始めました。

○食の安全意見交換会

新潟市食の安全基本方針に基づき、本市における食の安心及び安全の確保について、広く意見を聴取する場として本市が開催する会合です。新潟市食の安全基本方針に関すること、新潟市食品衛生監視指導計画に関すること、その他食の安全に関することについて、個々の委員から意見を聴取します。

2 関係者間の連携・協働の推進

(1) 地域で活動する組織や団体との連携強化

【健康増進課】

- 食生活関係団体(栄養士会、食生活改善推進委員協議会)と連携し、適切な食生活の市民への普及啓発を図ります。

【食の安全推進課】

- 食品関連事業者・関係団体等と連携し、衛生管理の向上等についての市民向け啓発事業を行います。

(2) 国や他自治体との連携強化

【食の安全推進課】

- 国や他自治体と連携し市民向け啓発事業を行います。

VII 施策の公表と基本方針の見直し

食の安心・安全確保に関する施策については、毎年度毎に取りまとめを行い、食の安全意見交換会において報告するとともに、ホームページに掲載し市民へ公表します。

基本方針は5年毎に見直しを行うことを基本としますが、食を取り巻く環境は絶えず変化しており、新たな課題や問題の発生があった場合は状況に迅速に対応するため、柔軟に見直しを図ることとします。

<改定履歴>

年 月	改定内容
平成16年3月 策定	
平成22年3月 第一次改定	輸入食品への不安、食物アレルギーへの対応等、新たな問題への取組みを追加した。新潟市食育推進計画と連携した施策とし、取組み指標の設定を追加。
平成27年3月 第二次改定	目的の明確化と成果指標の設定。 施策の全面的な見直し。

その他（検討委員・会議開催等）

1 検討委員

《新潟市食の安全意見交換会委員(五十音順)》

氏名	所属等
内田 剛志	新潟漁業協同組合 指導事業課長
浦上 弘	新潟薬科大学応用生命科学部 教授
加藤 洋子	株式会社日本フードリンク セントラルキッチン総括
菊池 由則	農林水産省北陸農政局 新潟地域センター長
鯨岡 千代子	新潟市民フードプロモーター経験者
瀬下 桂子	新潟市消費者協会新潟支部 理事
高橋 昭一	新潟市農業協同組合 専務理事
梨本 勉	新潟みらい農業協同組合 専務理事
箱岩 カズ	公募委員
浜田 勝治	新潟市食品衛生指導員協議会 副会長
村松 芳多子	新潟県立大学人間生活学部 准教授

2 会議の開催状況

開催日	場所	議題
平成 26 年 9 月 8 日	新潟市総合保健医療センター 講堂	1 平成 25 年度食品衛生監視指導結果について(報告) 2 食の安全基本方針に基づく平成 25 年度事業について(報告) 3 「食の安全基本方針」第二次改定について
11 月 6 日	同上	1 「食の安全基本方針」(素案)の検討 2 その他
平成 27 年 3 月 25 日	同上	1 「食の安全基本方針」(素案)及び意見募集結果 2 平成 27 年度監視指導計画(素案)及び意見募集結果 3 平成 26 年度事業報告及び平成 27 年度事業計画(案)

3 市民意見提出手続き(パブリックコメントの募集)

- ・募集期間 平成 27 年 1 月 19 日～2 月 17 日
- ・募集方法 市ホームページに掲載の他、市政情報室、各区役所、食育・花育センター市消費生活センター、中央図書館、食の安全推進課で閲覧
- ・意見の数 提出者数 1人、意見数 1件